

男性相談支援ポータルサイト『オトココロネット』運営要綱

制定 令和3年2月22日

(趣旨)

第1条 本要綱は、「男性相談支援ポータルサイト『オトココロネット』」(以下「本サイト」と記す)の運営に必要な事項、並びに本サイトに登録して情報を発信する者が遵守すべき事項について定める。

(本サイトの設立目的)

第2条 本サイトの設立目的は、「男性が抱える様々な問題・悩み」(以下「男性の悩み」と記す)に対する相談機会その他の支援を提供する個人、グループ、団体、機関等の情報を収集し整備することと、さらに、それらをウェブ上で発信することにより、支援を必要とする人々と支援団体・機関、支援者との間の橋渡しを行うこと、にある。

(本サイトの運営)

第3条 一般社団法人日本男性相談フォーラム(以下「フォーラム」と記す)の代表理事(以下「代表理事」と記す)は、本サイトの適切な運営を行うために、本サイト運営責任者(以下「運営責任者」と記す)を置く。

2 運営責任者はフォーラムの社員をもって充てる。

3 運営責任者は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 本サイトに掲載する情報の管理に関すること
- (2) 本サイトの利用登録に関すること
- (3) その他本サイトの運営に関すること

(サイトへの登録要件)

第4条 本サイトへの登録が可能な団体もしくは個人は、次のすべての要件に該当しなければならない。

- (1) 日本国内で「男性の悩み」への相談・支援活動を行う個人、グループ、団体、機関等
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)またはそれに準ずる団体、もしくは暴力団員(同法、第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。)またはそれに準ずる者、いずれかの統制下にある団体でないこと
- (3) 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (4) 実際に活動を継続して行っていること
- (5) 本サイトに登録された自らの情報を定期的に更新し、常に最新の情報発信が可能であること
- (6) 本要綱の規定を遵守すること

(登録団体・登録個人の申請)

第5条 個人、グループ、団体、機関等が本サイトへの登録を希望する場合は、原則として本サイトの登録ページを通じて申請を行う。

2 前項の申請には次に掲げる内容の書類を登録ページにて添付、あるいは掲載箇所の URL を明示、もしくは郵送しなければならない。

- (1) 規約、会則又は定款(個人以外)

- (2) 登録団体もしくは登録個人(以下、登録団体等)の活動内容や実績が分かるもの
- (3) その他運営責任者が必要と定める内容

(利用登録の決定)

第6条 運営責任者は、第5条による申請について第4条の要件への適合性を審査し、申請を認める場合は、登録団体等としての利用登録を決定する。これを受けて、運営責任者は本サイトにおいてその旨を公表する。

- 2 前項の規定による申請が要件に適合せず、利用登録しないことが決定された場合、運営責任者は当該申請者にその旨を所定の書式により通知する。

(認証ID及びパスワード)

第7条 運営責任者は、第6条第1項の規定により利用登録が決定された場合、当該登録団体等に対し、認証ID及びパスワードを発行し通知する。

- 2 登録団体等は、本サイトへの情報の掲載及び更新を行う際は、前項の認証ID及びパスワードにより本サイトにログインしたうえで行う。
- 3 登録団体等は、認証ID及びパスワードを自らの責任において適切に管理するとともに、譲渡、名義変更及び売買等々の不正な使用をしてはならない。
- 4 登録団体等は、認証ID及びパスワードが第三者に使用されていることを知ったときは、直ちに本サイト運営責任者にその旨を連絡し、運営責任者の指示に従わなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 登録団体等は、本サイトに登録された「団体の概要」に係る内容に変更がある場合は、速やかに登録情報を更新しなければならない。更新できない場合は、運営責任者に速やかに連絡しなければならない。

- 2 前項により変更した内容については、速やかに運営責任者に報告しなければならない。

(利用登録の取消し)

第9条 運営責任者は、次の各号のいずれかに該当する旨を確認した場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体等が第4条に規定する要件に適合しなくなった場合
- (2) 登録団体等から登録抹消の申出があった場合
- (3) 登録団体等と連絡が取れない場合
- (4) 登録団体等が本サイトへの情報の掲載又は更新が1年以上行われていない場合
- (5) 登録団体等が10条第2項各号に規定する情報を本サイトに掲載し、運営責任者からの修正又は削除の指示に従わなかった場合
- (6) 登録団体等が、この要綱に定める事項に違反した場合

(登録団体等が掲載する情報)

第10条 登録団体等は、次の各号に掲げる自らに関する情報を本サイトに掲載することができる。

- (1) 登録団体等の名称、所在地、活動目的、その他団体の運営に関する情報

- (2) 登録団体等が提供できる社会資源、支援内容等に関する情報
- (3) 登録団体等が行うイベント、講座等の参加者募集に関する情報
- (4) その他、運営責任者が適切と認めるもの

2 登録団体等は、次の各号に掲げる情報を本サイトに掲載してはならない。また、運営責任者はこれらに該当する情報が本サイトに掲載されていることを発見したときは、速やかに登録団体等に通告し、修正または削除等の措置をとる。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令に反するまたは法令に反する行為に結びつくおそれのある情報
- (3) 第三者の著作権など、知的財産権を侵害する情報
- (4) 第三者の人権、人格権、財産、プライバシーを侵害する情報
- (5) 第三者を誹謗または中傷する情報
- (6) 特定の公職の候補者、もしくは公職にある者、または特定の政党・政治団体の主張を宣伝、もしくは、これに反対する内容の情報
- (7) 特定の宗教・宗派の教義を宣伝し、その行事や儀式、信者を教育する内容の情報
- (8) 本サイトの運営を妨害する情報
- (9) 営利を目的とする情報
- (10) 本人の掲載承諾を得ていない個人情報
- (11) 透明性及び説明内容が不十分な募金等の募集に関する情報
- (12) その他運営責任者が不適切と認めた情報

(運営責任者による情報提供)

第 11 条 運営責任者は、次の各号に掲げる情報を本サイトに掲載することができる。

- (1) 登録団体等以外の各種団体や行政機関が行う、男性が抱える問題に対する支援に資すると考えられる講座に関する情報
- (2) 登録案内及び本サイト利用方法についての案内
- (3) 登録団体等の紹介
- (4) 公的施設・機関の案内や公的情報へのリンク
- (5) その他、男性の支援、男性問題に関連すると考えられる情報

(本サイト運営の休止)

第 12 条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当する場合に、登録団体等の承諾を得ることなく、本サイトの一部または全部を一時休止することができる。

- (1) 本サイトの保守、更新または停止の必要が生じた場合
- (2) 地震・台風等の天災、火災、停電その他の非常事態により本サイト運営が困難となった場合
- (3) ネット環境のトラブルにより本サイト運営が困難となった場合
- (4) その他、不測の事態により本サイトの管理運営上支障が生じた場合

(本サイトの閉鎖)

第 13 条 代表理事は、やむを得ない事情が生じた場合、予告の上、一定の期間において、本サイトを閉鎖することができる。

(免責)

第 14 条 運営責任者は次の各号に定める内容については一切責任を負わないものとする。

- (1) 本サイトの停止・閉鎖や、本サイトの情報提供が遅延、中断、停止または変更したことにより、登録団体等もしくは第三者が被った損害
- (2) 本サイトの利用者が得た情報の正確性、並びに利用者が意図する目的への適合性等
- (3) 登録団体等の認証 ID 及びパスワードの使用上の過失並びに第三者の利用に伴う損害
- (4) コンピュータウイルス感染等による情報の棄損のため、本サイトの利用者や登録団体等が被った損害、その他本サイトの利用に関連して生じた損害
- (5) 本サイトのサービス並びにコンテンツからリンクされている登録団体等や第三者のウェブサイトやリソース内の内容、及びこれらに起因するトラブルや損害
- (6) 本サイトを通じて提供される情報に関して、登録団体等の間、または登録団体等と第三者との間で生じる紛争

(業務の委託)

第 15 条 代表理事は第 3 条第 3 項に該当する、本要綱に記載されている運営責任者の諸業務を、運営責任者以外のフォーラム社員もしくは他の事業者へ委託することができる。

2 前項の規定に基づき業務の委託を受けた事業者は、前項各号の業務の実施にあたっては、運営担当者にその状況を毎月報告するものとする。

(禁止行為)

第 16 条 本サイトを利用するにあたっては、次の各号のいずれかに該当する、並びにその恐れのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 法令等に反すること
- (3) 第三者の著作権、肖像権等を侵害する行為、又は第三者に不利益を与えること
- (4) 本サイトの運営を妨害すること
- (5) 営利を目的とすること
- (6) その他運営責任者が不適切と認めたこと

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもの以外の必要な事項は代表理事が定める。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

2 この要綱の施行日の前日までに本サイトに登録されている団体等は、第 5 条並びに第 6 条第 1 項により登録された登録団体等とみなす。